令 3 消 防 保 安 第 9 4 号 令和 3 年 (2021年) 4 月 1 日

一般社団法人 山口県LPガス協会 会 長 服部 典之 様

山口県総務部長

2021年度山口県液化石油ガス販売事業者等保安指導方針について

液化石油ガス保安行政の推進については、平素から格別の御協力を賜り、厚くお 礼申し上げます。

さて、本年度の標記保安指導方針を別添のとおり策定しましたので、貴協会員に 対し周知徹底していただくようよろしくお願いします。

なお、貴協会各支部長には、4月22日(木)に開催される貴協会主催の理事会 において説明することとしています。

消防保安課

産 業 保 安 班

担当:川元、馬場

TEL:083-933-2374

FAX:083-933-2408

2021年度 山口県液化石油ガス販売事業者等保安指導方針

2 0 2 1 年 4 月 山口県総務部消防保安課

2020年の全国のLPガス事故の発生件数は、192件と前年に比べ減少し、本県においては0件となっているものの、直近3年間では依然高い状況にあり、令和3年では既に3件の事故が発生している。

また、2020年度の県の立入保安指導において、定期点検・調査等の保安業務の未実施や保安教育の未実施といった法令違反が、一部の事業者で確認されており、事業遂行の前提である法令の確実な遵守が徹底されていない状況にある。

このため、LPガス消費者保安及び自主保安促進の観点から、本年度も引き続き、LPガス販売事業者、保安機関及び特定LPガス設備工事事業者に対し、次に掲げる2項目を重点的に指導・要請する。

1 事故防止対策の徹底

2 法令遵守の徹底

1 2020年の事故発生状況等

(1) 全国

区	分	発生件数	発生状況(前年との比較等)			
LPガス事	事 故	192件	前年(202件)と比べて、10件減少したが			
	B級以上事故	(1件)	、過去5年の平均(186件)を上回った。			
死者数			前年(0人)から、1人増加。			
負傷者数		29人	前年(32人)より、3人減少。 ※液石法公布の1967年以降、最少人数			
CO中毒、	酸欠事故	0件	前年(0件)同様。			
	死 者	0人	※液石法公布の1967年以降、初めて0件 (昨年同様)			

(2) 2011年以降のLPガス事故発生状況

年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
全国	227	260	210	187	182	140	195	212	202	192
山口県	5	4	4	4	3	1	1	6	4	0

(3) 山口県

2019 年まで8年連続となる他工事業者による事故については、2021年には既に3件発生し、一般消費者等からLPガス販売事業者に対し、事前連絡のないまま行われ、もしくは工事の立会が行われず、作業中に発生したものであった。一歩間違えれば爆発火災にもなりかねず、LP

20	21年 県内事故 全3件
2月16日	他工事業者によるLPガス配
	管の損傷による漏えい火災
3月 5日	他工事業者によるLPガス配 管の損傷による漏えい
	管の損傷による漏えい
3月29日	他工事業者によるLPガス配
	管の損傷による漏えい

ガス販売事業者と一般消費者等との緊密な意思疎通が極めて重要である。

2 2021年度重点指導事項

近年は他工事業者に起因する事故が多く発生しており、また、2020年度の 立入保安指導において、定期点検・調査等の未実施や保安教育の未実施が見受け られたことから、今年度も引き続き、事故防止対策の徹底と法令遵守の徹底を重 点的に指導する。

1 事故防止対策の徹底

- ○LPガス事業者以外の者が行う建設工事等(特に上下水道工事)によるガス管損傷事故等を防止するため、LPガス販売事業者はLP ガス事業者以外の者が行う建設工事等の前に確実に連絡を取り合えるよう、一般消費者等との信頼関係の構築に努めること。また、L Pガス設備周辺への連絡先の表示等により建設工事等を行う者の注意を喚起するよう努め、工事には積極的に立ち会うこと。
 - ○一般消費者等が正しいLPガスや関連機器の取扱方法を理解し実 行できるよう、また、<u>高経年化した埋設管や燃焼器用ホース等の適</u> 切な維持管理の必要性について、周知活動等により保安意識の向上 を図り、一般消費者等に起因した事故の防止に努めること。

立ち入り保安指導重点事項

- ◎他工事業者に起因する事故の防止
 - (一般消費者等との信頼関係構築や、工事への積極的な立ち合い)

2 法令遵守の徹底

- ○<u>定期点検・調査の確実な実施のため、</u>前回実施した定期点検・調査の実施年月日、一般消費者等の氏名の一覧表等により、実施漏れ等を常にチェックし、法定期限内の実施に努めること。また、訪問時に不在が続く一般消費者等に対しては、事前連絡、日程調整、曜日時間帯の変更等により訪問時に不在である確率を減らすよう努めること。
- ○従業者に対する保安教育を確実に実施するとともに、LPガス関連 団体が主催する講習会・防災訓練等に積極的に参加し、自主保安の 向上に努めること。

立ち入り保安指導重点事項

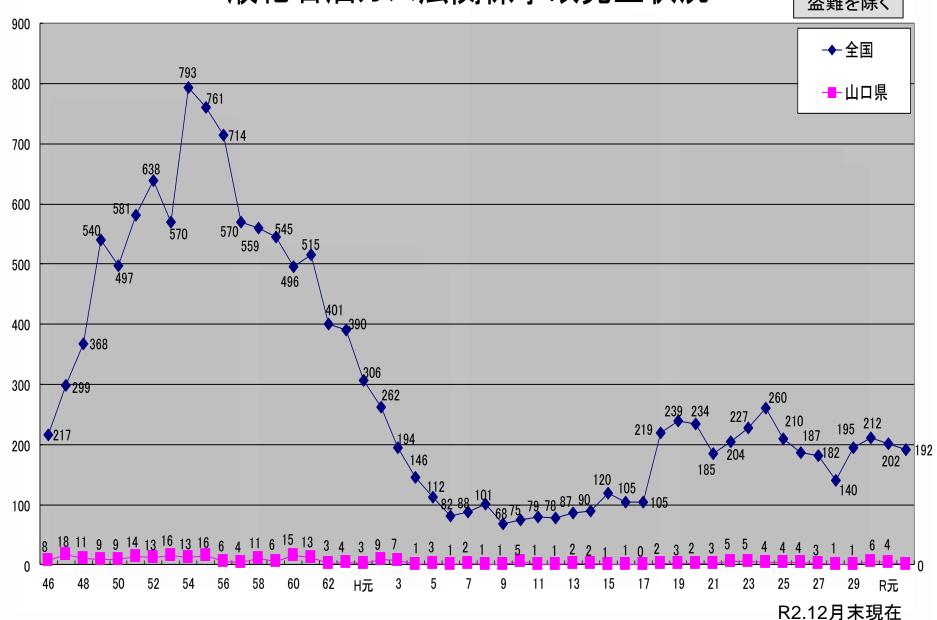
◎定期点検・調査の確実な実施

(定期点検・調査の一覧表等により、漏れなく確実に実施のこと)

資料3

液化石油ガス法関係事故発生状況

盗難を除く



山口県内液化石油ガス法関係事故発生状況

盗難を除く

区分	年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
漏えい	1	3	2	2	2	3	2	1	1	5	4	0
漏えい	•爆発	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0
火災		0	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0
CO中₹	基	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酸欠		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合	計	5	5	4	4	4	3	1	1	6	4	0
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
負傷者	 f数	7	1	2	1	1	1	0	0	0	0	0

0

死者数

0

R2.12月末現在

R3年 LPガス法事故発生状況

R3.4.1現在

No.	発生年月日	市町村	現象	死亡	重傷	軽傷	発生場所	発生機器	原因者	事故原因	事故概要
1	R3.2.16	長門市	漏えい火災	0	0	0	共同住宅	配管(隠ぺ い部)	他工事業者		漏水に対応する作業をしていた水道工事業者が、水道管とガス管を間違えて切断 しLPガスが漏えい、サンダーの火花により引火し火災が発生した。当該工事業者 が消火器で初期消火を行い、バルブを閉止した。 販売事業者は、当該消費者に対し、他工事事故防止の内容を含む周知文を配布し ていたが、連絡等はなかった。
1	R3.3.5	岩国市	漏えい	0	0	0		配管(埋設部)	他工事業者		水道工事業者が埋設水道管水漏れ修理中に、埋設LPガス配管を使用していない 水道管だと思いこみ、撤去しようとグラインダーで損傷させLPガスが漏えい。 販売事業者は、当該消費者に対し、他工事事故防止の内容を含む周知文を配布し ていたが、連絡等はなかった。
3	R3.3.29	防府市	漏えい	0	0	0		配管(埋設部)	他工事業者		他工事にて浄化槽から下水へ改修工事中に、ガス供給管理設部をコンクリートカッターにて損傷しLPがスが漏えい。 当該工事業者と事前打ち合わせは実施していたが、工事の立ち合いを行っておらず、埋設部の深度確認不足により事故に至ったものと推定される。

令和2年度液化石油ガス販売事業所立入保安指導のまとめ

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第83条第3項及び第4項並びに高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第62条第1項の規定に基づき、令和2年度末における液化石油ガス販売事業所総数249(東部地区113、西部地区136)のうち、164販売事業所(東部地区75、西部地区89)において、立入保安指導を実施しました。

保安指導状況は、下記のとおりです。

記

1 立入保安指導の期間令和2年6月~令和3年3月

2 立入販売事業所の数及び立入保安指導の日数 (LP ガス販売のない保安機関を除く。)

担当地区	担当者	支部数	事業所数	立入事業所数	保安指導日数
東部	藤井 盛	1 1	1 1 3	7 5	4 5
西部	吉武明彦	9	1 3 6	8 9	5 9
	計	2 0	2 4 9	164	1 0 4

3 保安指導した事業所の数等

担当	地区	立入事業所数	指導あり事業所数	指導なし事業所数	
東	部	7 5	3	7 2	
西	部	8 9	3	8 6	
計		1 6 4	6	1 5 8	
(%)		(100)	(3. 7)	(96.3)	

「指導あり事業所数」については、文書による改善指導通知を行った事業所数。

4 保	R安指導の概要				
(1)	保安指導した信	牛数			
	東部地区	6	件		
-	西部地区	3	件	<u></u>	
	計	9	件		
(2)	保安指導したエ	頁目の桐	既要		
	ア 安全器具(貯蔵施	設及で	び自記圧力計等)	 1件
	イ 保安業務(供給開	始時•	定期点検調査)	 5件
	ウ 質量販売に	こおける	容器	容量違反	 1件
	工 保安教育・	保安体	制のフ	下備	 2件
		<u>{</u>	Ţ	計	9件

令和2年度液化石油ガス販売のない保安機関事業所立入保安指導のまとめ

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第83条第4項及び高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第62条第1項の規定に基づき、令和2年度末における液化石油ガス販売のない保安機関事業所15(東部3、西部12)のうち、8事業所(東部地区0、西部地区8)において、下記のとおり立入保安指導を実施しました。

記

1 立入保安指導の期間令和2年6月~令和3年3月

2 立入事業所の数及び立入保安指導の日数

担当地区	担当者	事業所数	立入事業所数	保安指導日数
東部	藤井 盛	3	О	0
西部	吉武明彦	1 2	8	7
	計	1 5	8	7

3 保安指導した事業所の数等

扣水茶区	立入	指導あり	導あり ロ 頭 指 導					
担目地区	担当地区 事業所数		件数	内 容				
東部	0	0	0					
西部	8	0	8					
計	8	0	8					